

通信



ファーム富田（北海道中富良野町）

目 次

- | | |
|---|-------|
| ●表紙写真 | 1P |
| ●「子育て・教育」調査研究部会公開講座
講師：山沢智樹さん（岩手県立大学准教授） | 2P～4P |
| ●「住民と自治」誌6月号読書会
チューター：井上博夫さん（当研究所理事長） | 4P～6P |
| ●研究所地方通信員からの報告（4）
紫波町佐比内在住 高橋 昭博さん | 6P～8P |
| ●岩手地域総合研究所2026年度通常総会 | 8P |

NPO 法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール

Tel・Fax:019-624-6715

メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

「子育て・教育」調査研究部会 公開講座

去る7月4日、岩手県立大学アイーナキャンパスで、「文部科学省による教育基本法14条



2項違反認定を考える」政治的教養の尊重と政治的中性の確保」をテーマに公開講座が行われました。講師は岩手県立大学准教授 山沢智樹さんです。その概要をお知らせします。

1 何が起こったのか当初の報道から

直後の朝日新聞の報道によれば、3月16日午前10時10分ごろ、米軍普天間飛行場移設に伴う新基地建設が進む沖縄県名護市辺野古の辺野古崎付近の沖合で、研修旅行中の同志社国際高校(京都府)の生徒18人が乗船していた小型船舶「平和丸」と「不屈」の2隻が転覆し、乗組員3人を含む21人が海に投げ出され、平和丸に乗っていた同校の生徒(17歳)と船長(71歳)が死亡する事故が起きました。ほかに、複数の高校生が骨折や打撲などのけがを負いました。生徒は全員、救命胴衣を着用

していましたが、教員は同乗していませんでした。転覆した2隻は新基地建設に反対する「へり基地反対協議会」が工事の監視や抗議に使用してきました。関係者によると、転覆事故当時は平和学習のために生徒を案内していて、抗議活動は行っていませんでした。16日夜に会見を開いたへり基地反対協議会の共同代表らは「心からおわびを申し上げたい」と謝罪しました。当時の現場海域の波の高さは約3メートルでした。

天候と出航に関する船長や団体の判断はどうだったかというところは問われるところだと思います。波浪注意報が出ていました。船長や団体が旅客運送する専門家ではありませんでした。

さらに修学旅行自体は学校の教育活動の中に位置づけられていますので、学校による安全確保の責任も問われなければなりません。

2 政権与党の動き

4月2日、自民党の文部科学部会で文科省からの説明を受けて、出席議員からは事故に対する責任の所在や、「平和教育」の具体的な内容や教育的な意義を明らかにするよう求める声が上がりました。また、「研修旅行は特定の政治思想に基づく偏向教育では」との

指摘もあり、生徒を政治活動に動員する目的があったのではないかとする懸念や、乗船に至るまでの経緯について、その背後関係を究明する必要性を指摘する意見もありました。

17日には、自民党文部科学部会と国土交通部会が合同で「名護市辺野古沖転覆事故に関する提言」を出しています。

同じ日に維新の会からも提言が出ています。両方とも「原因究明」と「安全確保の徹底」に加えて「適切な教育活動」の3本柱です。教育について、「適切」や「正常化」という名目でいろんなことをされてきていますので、この辺の言葉遣いには本当に気をつけないといけません。何も知らないで読むと「適切な教育活動」というのは何の違和感もない普通の言葉ですが、ちゃんと中身を確認して何を以て「適切」とされているのか見ておく必要があります。

3 教育活動の状況についての文科省見解

5月22日文科省の「同志社国際高等学校の研修旅行等について(これまでの把握事項と文部科学省の見解)」が発表されました。

1つ目は、辺野古への訪問の経緯、研修旅行の計画・事前準備について。2つ目は、安

全管理。3 つ目は、教育活動の状況について。4 つ目は、学校の管理・運営です。

その中で一番問題になるのが 3 つ目の教育活動の状況についてです。「以上のことを総合的に勘案すれば、現時点で把握した情報からは、辺野古への移設工事に関する学習について、政治的活動を禁じる教育基本法第 14 条第 2 項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある。」ここまで書いています。

教基法 14 条に反すると言っているわけですが、14 条の条文を改めて見ておくと、「1 項、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。2 項、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」ということです。2 項で禁じられていることは、学校による特定の政党支持、特定の政党に反対するための政治教育、政治的活動なのです。辺野古への移設工事に関する学習がどの特定の政党の支持、もしくは反対することになるのでしょうか。

1 項にある「良識ある公民として必要な政治的教養」の内実が問われていると思いま

す。文科省もこれは必要だというふうに言っているのですから、この観点からすると今回の事案が、特定の政党を支持するものとか、反対するものというふうに片づけられないのではないのでしょうか。

4 重大問題はこちら

文科省(国レベルの教育行政機関)として、1 つの学校における教育活動に関する裁定を下してしまったことが一番の問題です。これは戦後で見れば、1950 年代に教育委員会が一面的な裁定で山口県の日記問題や京都の旭丘中学校の事例を問題にしたことで、強烈な萎縮を呼び込みました。

同志社国際高校による教育活動について、14 条 2 項違反であることを判断したことも、それを通達したということも問題です。

中立性の問題で異論があるのなら広く政治的に論争されればいい。ただ、それに基づいてこの学校の子どもたちに圧力がかけられるようなことはあってはならないのです。それがないようにするのが教育行政の責任です。

5 旭川学テ最高裁判決より

旭川学テ最高裁判決では、教育は国民の信託にこたえて「国民全体に対して直接責任を負うように行われるべく、その間において不

当な支配によってゆがめられることがあってはならない。」と言っています。その不当な支配の中に教育行政も含まれるということは、最高裁の判例の中では認められています。

6 話題は無限に広がるトピック

2017 年に森友学園の塚本幼稚園における教育勅語の暗唱というがありました。あれは何もなかったどころか、その年の暮れに



教育勅語の教材使用を認め得るという閣議決定でわざわざお墨付きを与えたのです。戦後に失効の議決をあげているにもかかわらず使っているというのはどういうことだと、教育学会とかでもかなり問題になりました。

怖いなと思うのは、行政に対して意見することは特定政党に紐づくものなのか。「良識ある公民として必要な政治的教養」とは何かです。原発や震災復興についても国が言う創造的復興に合わなかったら中立性に反するか、これは何とか党が言っている復興政策だろと言って止められてしまえば、かなりつま

らない授業になってしまったらどうなと思います。

(意見交換)

- ・ 辺野古の事案については、すばやく文科省は京都府と合同で調査に入った。本来は京都府の管轄。国が直接乗り込んでくるというのは異例。新潟での部活送迎バス事故や栃木県で雪山遭難事故があったが、事故調査に文科省は動いていない。
- ・ 新聞各社も今回の認定を教育への介入として批判的に論評している。
- ・ 松本文科大臣は国会答弁で、教育基本法14条2項の「その他の政治活動をしてはならない」に抵触すると言っている。この条項についての教育基本法の新旧条文は同じだが、旧法の国会答弁では「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための」は「その他の政治的活動」にもかかっていて、この解釈が変えられていることが問題だ。
- ・ 「その他の政治的活動」の範囲が国の思うがままに無制限に拡張される危険がある。
- ・ 政治的中立かどうかは憲法を軸にして考えるべきだ。憲法的価値、人権問題とか平和

の問題でも、憲法的価値に立脚してどうなのかと論じられるべきだ。

- ・ ドイツには、主権者教育については論争となっている各立場の意見を紹介しつつ、教育者が自分の立場を示さないと子どもの理解が深まらないというボイテルスバツハ宣言がある。教師は自分の意見を言っているのだ。

- ・ イギリスの教育行政では「教育のサポートはするが、コントロールはしない」という原則がある。日本はその逆になっている。

(文責…事務局)

「住民と自治」誌6月号読書会

当研究所は、毎月第4水曜日(午後5時30分〜6時30分)に「住民と自治」誌の内容を取り上げてオンラインで読書会を開催しています。

今回、6月24日に開催した「住民と自治」誌6月号読書会について紹介します。

11名が参加しました。

今回特集Ⅱ『「地方財政危機」どう向き合うか』の「地方財政危機」の新局面をどう見るか

(平岡和久執筆)を取り上げ、井上博夫さん(当研究所理事長)が解説した内容の一部を紹介します。

最初に執筆者が何を言いたいかということですが、直接これ本人から聞いてきたわけではないですが論文で書いてある言葉の中で地方財政危機という言葉はカッコで括弧です。それからその後の財政難というのも、これもカッコで括弧です。

ここところに平岡さんの思っていることが象徴されているのかなというふうに思います。要するに財政危機だとか言うけれどもカッコつきの財政危機だという認識だと思います。

自治体のカッコつきの財政難とその背景というところで言っているのは財政危機に陥っている自治体が目立つという報道がありますということから始まっています。

年代を追ってみると、2000年代は実際三位一体改革で地方財政の統制が進められた。

これはご存知のように補助金の一般財源化ということを行いながら、その一般財源のもとである地方交付税も同時に削減されたということ、財政的に苦しい状況が生まれたというのとは事実だと思います。その後2010

年代になってくると財政的に絞るというよりは、歳出面から人口減少、インフレとか、インフラ老朽化とかというような構造的な意味での財政難の問題というのが生じてきた。

それから 20 年代になってくるとポストコロナ禍、それからポストコロナ禍の時にはいろいろなお金が来たけれども、コロナ禍が終わってからそれが終了したことで、それから近年のインフレ、人口減少による問題があるという事です。

ここをまとめれば確かに財政危機を訴えている自治体というのはあるけれども、それは個別の原因、当事者である自治体の原因が大きくて自治体財政が一般的に危機というふうには必ずしも言えないというふうに言っています。

財政難を強調している団体があることは確かだけれども、それはその短期的な要素と中長期的な要素が挙げられているけれども自治体財政悪化ということとさら言っているところというのは、個別自治体が大型公共事業をやるとか。そういうふうなところの課題があるということです。実際ここでグラフを紹介していますが、自治体の基金です。

三つの種類の基金があります。財政調整基

金、減債基金、その他特定目的基金、これを合わせた基金の残高というのは、ここ 2020 年度ぐらいからずっと増えてきているということで、自治体財政に一定の余裕があるとの見方もあります。インフレ、高齢化、人口減少を考慮すれば、財政に余裕があるとまでは言えなんじゃないかと思いますが。

それから二番目に高市財政でどうなるかという話ですけれども、高市財政の場合には責任ある積極財政と言っていますが、積極財政の方は確かにそうかもしれないけれども、その積極財政を支える財源確保というのがはつきりしてないというふうな中で、円に対する信頼が低下してインフレが進む、それに伴って住民生活への圧迫とか、地域経済への厳しい影響というのは生じているということです。

それに加えて三番目イラン攻撃によって自ら起こした財政危機への影響。政府による地方財政措置が、インフレの進行に合わせる形で追加されないとしたら、自治体の財政悪化が懸念されるという状況がある。

それで四番目に、それでは一体責任ある積極財政下の地方財政はどうなっているかという、2026 年度政府予算で地方財政対策を見ると、それなりにプラスになっていると

いうことを紹介されています。

それから、物価高対応とか給与改善策とか、地域医療確保のための補填だとか。交付税措置ですね。そういうものが行われていると。一応行われているけれどもさらにインフレの進行などによっては、財政難になっていく可能性はありますということですね。

その影響というのは、一つは物価高騰の影響が国の想定を超えた場合、国の想定に基づいて 26 年度予算を組んでいるけれども、それをさらに超えた場合には、資材費・動力費・人件費・扶助費増の影響が生じると。長期金利が上がってきているという状況の中で自治体の利払い費も増えてくるというふうな問題があります。そこでそうした影響で住民サービス切り下げをしようと、あるいは住民負担を引き上げようというようにする場合には、事業の見直しとか、それから予定していた事業の先送りというのを優先して、住民サービスの低下を抑えるというふうにすべきではないかというふうに言っています。

そして六番目、インフレ下の自治体財政運営の課題としてインフレが進んだ場合にどうなるかということと言うと、一つは人件費とか委託費というのは、これはインフレで賃金

の場合だったら、賃金が仮に上がってもインフレ率の方が高ければ実質賃下げになってしまいうから、給与改定を最優先すべきだと。

それから、さらにその人件費、委託費というのはそれでも地方財政対策で措置される。つまり例えば地方交付税については物価高騰分というのを加味して地方交付税の算定が行われるようになるとか、そういう措置が一応あるけれども受益者負担等については、ほぼそれが無いから一般財源での対策が必要になってくるだろうと。

それから、投資事業についても、これは計画の見直しや延期も検討する必要があるだろうと。住民生活と地域経済を守る施策に集中すべきではないか。財政状況の正確な分析により、財政難の実態を見極め、財政改革の見直しを求める必要がある。これはどういうことかという、財政危機を取り上げてそれで財政難だから、こういうふうにやっていくというふうな財政改革を掲げる自治体に対しては、むしろ本当にどういうふうな財政状況だったのかということを自らきちっと分析して、それでそれに応じた対策を求めていく必要があるだろうということだ。

一般的にどこも財政難になっているという

ことではなくて、むしろ財政難を言うところというのは、そのところの特殊な事情があるわけで、その分析をきちっとすべきだという意見になっているのかなというふうに思いました。

(文責：事務局)

研究所地方通信員からの報告 (5)

通信員 いわて地域総研会員

高橋 昭博さん (紫波町佐比内在住)

農地を守り次世代につなぐ会社が設立！

高齢化が進み、農業の担い手の減少が著しい佐比内に於いて、農地を守る方策を見出し、次世代につないでいくために、農業法人などを視察研修したことは前回報告しましたが、今回は、佐比内 8 区で今年 4 月 3 日に設立された「株式会社エイトファーム」について報告したいと思います。

この会社は、佐比内地区内の第 8 行政区に住んでいる農業者の中で比較的若い方たちが、高齢を理由に離農して耕作放棄地が地区内に急増していることを憂い、農地・機械・技術・人材を「共同で守り、育て、次につなぐ」仕組

みを作ろうと一念発起してできた会社です。コンセプトは、単なるビジネスではなく、地域を守るための「受け皿」となるチームです。

地域全体の「暮らしの基盤」を支える活動

この会社は、①米作り (農業)、②農地のケア (土木)、③地域の応援 (除雪など) など、米作りだけでなく、地域全体の「暮らしの基盤」を支える活動を行います。

活動①米作り…担い手がなくなった地域の農地を預かり、責任を持って耕作し、主食用米を生産・販売します。社員が持っているトラクターやコンバインを共同で利用し、個人の購入負担を減らします。ドローンやスマート農業に取り組みます。直播 (ちよくはん) 栽培などの新技術を試し、より楽に、効率的に作業できる方法を探ります。

活動②農地と環境を整える…良い作物は、良い環境から。農作業をしやすいように、デコボコした水田を平らに均す農地形成や、古くなった畦畔の補修、用排水路や農業機械が通る農道を整備するなどの土木工事を行います。

活動③冬も地域を支える…農作業が減少する冬期間もエイトファームは活動します。農業施設の周りや、地域の道路・集会所などの雪かきを支援します。一年を通して仕事がある

ことで、専業で働ける環境を創ります。

最初の一年は「育てる一年」

今年 4 月から「株式会社エイトファーム」は、地域で大奮闘しています。メンバーは、新しい機械をすぐに買うことなく、今ある機械を持ち寄って、まずは、出資者の田んぼを中心に、作業を受託・共同化を始めました。

泥が溜まって機能しなくなった排水路を、多面的機能整備事業を活用してコンクリート側溝に改修したり、落とし穴のような水田のぬかるみをなくして水田作業の効率化を図るなどの土木工事を農作業の前に行いました。また、直播栽培のデモンストレーションを佐比内地区内はもちろん、紫波町内全体にお知らせして行い、これからの田植えを試すことと同時に、会社の PR も図りました。

中学生・高校生の皆さんへの呼びかけ

さらにこの会社は、「皆さんの未来のために」と中高生に呼びかけています。

・故郷の風景を守る…通学路から見える景色を、大人たちが責任を持って守ります。

・カッコいい農業へ…ドローンやデータを使った「スマート農業」に挑戦します。

・将来の選択肢…「地元で働きたい」と思った時の受け皿になれるよう、しっかりとした会社

社に育てます。

「株式会社エイトファーム」は、会社設立に向けた提案書(リーフレット)の最初に、「佐比内 8 区の美しい風景と農業を、次の世代へどう残していくか。私たち地域の生産者が集まり、ひとつの答えを出しました。それは『法人』という形の、新しい『地域のチーム』を作ることです」と書き出しています。この間、地域づくりで行ったアンケートやワークショップで出された農業問題を率直に受け止め、先進地の視察研修などで培ったものを活かして生まれた決断だったと思います。会社の理念も立派ですし、佐比内の明日を担ってほしい中高生への呼びかけは素晴らしいと思います。最後に、「佐比内の農業を、共に守りましょう」と訴えて提案書は結ばれています。この素敵な提案書の具体化に向けて「株式会社エイトファーム」は、一步を踏み出しました。

私たちの佐比内地域運営組織準備委員会も運営組織の設立に向けて着実に動いています。6 月 23 日(火)設立総会が行われ、いよいよ「特定非営利活動法人 テラスさひない」の活動が始まります。

さて次回は、「特定非営利活動法人 テラスさひない」の今年度の取り組み予定と令和 8 年 7 月時点での佐比内の状況報告です。乞うご期待！

岩手地域総合研究所

2026 年度通常総会

2026 年度の岩手地域総合研究所通常総会が 5 月 31 日(日) 15 時 30 分から岩手県立大学アイーナキャンパス学習室 4 を会場に開催されました。今回も遠隔地の会員の参加も考慮し、対面とオンライン併用での開催としました。

議事に先立つて井上理事長が、今総会は 2025 年度の総括と 26 年度にどのような活動を進めるかご審議いただきます。

昨年度は連続講座でもフォーラムでも現在の課題を探索し、学習する機会としては大いに評価できる内容でした。今年も研究活動、学習活動に力を入れていくので皆さんのご協力をお願いします、と挨拶しました。

岩手県社会保障推進協議会の鈴木露通さんが議長に選出され、以後議長により議案の審議が進められました。

出席状況は本人出席が 19 名(会場 17 名、zoom 2 名)、委任出席が 28 名の計 47 名の出席で、正会員の 1/3 を超えていることから総会が成立していることを議長が宣言しました。

第 1 号議案 2025 年度活動報告、決算及

び監査報告についてはそれぞれ、黒澤事務局
長 齊藤会計担当 牛間木監事から報告がさ
れました。以後採決に入りましたが、満場一致
で承認されました。

第 2 号議案 2026 年度活動計画及び予算
について提案がされました。

昨年度は理事会は 4 回、常任理事会は 7 回
開催しました。2026 年度も常任理事会は
2 か月に 1 回開催していきますし、理事会に
についても必要な都度開催していきます。

調査研究活動については各研究部会で学習
活動を進め、その中から研究所としての調査・
研究テーマを見つけていくことや、連続講座
やフォーラムの内容についても検討を進めて
いきます。

団体会員の活動情報については、引き続き、
研究所のホームページにアップして共有化を
していきます。

今年度の「連続講座『岩手の再生』は統一テ
ーマを「高市政権の政策と私たちの生活」に設
定し、4 つの分野で開催します。

開催時期については、年内に 4 つの連続講
座を開催できるように努めることにしました。
「わたし☆まちフォーラム in いわて」では
協賛団体と協議の上テーマや開催方法につい
て計画していきます。

地方財政分析については、市民団体等が財政

分析活動に取り組む場合に、要請があれば当研
究所として共同実施または支援を検討します。

研究所の活動を継続していくために会員拡
大と事務局員の増員をはかっていくことなど
の提案がされました。

第 2 号議案についても満場一致で承認され
ました。

会員の皆様には研究所の活動に対し、従来
にも増してご支援をよろしくお願いいたしま
す。

(文責 岩手地域総合研究所 事務局)

今後の関連団体の開催行事

○第 53 回中央社会学校保障 from 盛岡

・日時 9 月 5 日(土) 午後 1 時～6 日(日)
午後 3 時 30 分

・場所 キオクシアアイーナ(いわて県民情報
交流センター) + オンライン併用
・主催 第 53 回中央社保学校現地実行委員
会・中央社会保障推進協議会

○第 16 回復興県民会議総会

・日時 10 月 18 日(日) 午後 1 時～
・場所 エスポワールいわて 3 階特別ホール

○岩手県消費者大会

・日時 10 月 28 日(水) 午前 10 時～午後 3 時
30 分
・場所 キオクシアアイーナ(いわて県民情報
交流センター)